

「INNER HARMONY CHECK」サービス申込約款

株式会社イブケア(以下「当社」といいます)は、当社の INNER HARMONY CHECK サービス(以下あわせて「本サービス」といいます)の提供にあたり、以下のとおりサービス申込約款(以下「本約款」といいます)を定めます。本サービスの申込みにあたっては、本約款をよくお読みください。

第1条(本約款の目的)

本約款は、本約款に同意の上、当社との間で本サービスの利用に関する契約(以下「サービス利用契約」といいます)を締結した者(以下「契約者」といいます)が、本サービスに申し込むにあたり必要な条件を定めることを目的とします。

第2条(定義)

本約款において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとします。

- (1) 「利用者」とは、当社が本サービスを提供する者であって、当社に対し、自己の毛髪を提供した個人をいいます。
- (2) 「契約者等」とは、契約者及び利用者の総称をいいます。
- (3) 「毛髪検体」とは、キットを用いて、当社に送付する自己の毛髪の一部をいいます。
- (4) 「キット」とは、当社が利用者に対し送付する、毛髪検体採取するキットをいいます。
- (5) 「分析項目」とは、以下に掲げるものをいいます。
 - ・主観的なストレス度、ストレスへの対処傾向、ストレスへの認知傾向
 - ・コルチゾール(ストレス反応)、DHEA(抗ストレス反応)および2つの反応の比(レジリエンス)
- (6) 「測定結果」とは、毛髪検体を分析項目に関し、酵素免疫測定法(ELISA法)を用いて、分析した結果をいいます。

第3条(本サービスの概要・目的等)

本サービスは、日本人の利用者の毛髪に蓄積されたホルモンを測定・分析するサービスです。利用者は、毛髪に蓄積されたホルモンを分析することにより、ストレスに関する主観・生体反応のデータを、当社のビッグデータまたはご自身内の過去のデータと比較した統計値として知ることができます。

2 本サービスは、ストレスに関する客観的なデータを提供することによって、利用者の心身の健康維持、より良い生活習慣を確立する手助けを行うことを目的とし、医療目的ではなく、診断を行うものでもありません。

3 本サービスは原則として満18歳以上の年齢の方を対象としています。満18歳未満の方が、当サービスを利用する場合は、親権者が契約者となった上で、契約者の責任において利用させる必要があります。

第4条(本約款の適用)

契約者は、本サービスの申し込み及び利用にあたり、本約款を遵守するものとします。

2 契約者は、本約款が、本サービスを利用する一切の場合に適用されるものであることに同意し、本約款を遵守することを合意したうえ、本サービスに申し込むものとします。

3 当社は、本約款の他、本サービスに関する個別約款(以下「個別約款」といいます)を定める場合があります。この場合、本約款の内容と個別約款の内容が矛盾・抵触する場合には、当該個別約款が優先するものとします。

第5条(本約款等の変更)

当社は、第7条2項に従い契約者との間で成立したサービス利用契約により予め当社と契約者との間で合意した本サービスの利用料を除き、必要な場合には、本約款又は個別約款を変更し又は各種サービスの利用に関しガイドライン及び特約を定めること(以下これらをあわせて「本約款等の変更等」といいます)ができるものとします。

2 当社は、本約款等の変更等を行う場合、当該変更等の効力発生前に、本約款等の変更を行う旨、並びに当該本約款等の変更等の効力発生時期及び内容について、当社のウェブサイト上に掲載その他適宜の方法により、契約者に周知するものとします。

3 本約款等の変更等の効力発生時期が到来するまでに、当社が前項所定の周知を行った場合であって、契約者が本約款等の変更等の効力発生日以後に本サービスを申し込み、または利用した場合(利用者に対し利用させた場合を含みます)、当該契約者は、本約款等の変更等に同意したものとみなします。

第6条(通知)

当社は、本サービスに関連して契約者等に通知をする場合には、当社のウェブサイトへの掲載、本サービスに登録された契約者等の電子メールアドレスに宛てた電子メールの送信その他の当社が適当と判断する方法で実施するものとします。

2 本サービスに登録された契約者等の電子メールアドレス宛にメールを配信した際に、当該メールの配信が不着に終わった場合であっても、当社から契約者等への通知は行われたものとみなし、この場合、当該メールアドレスへのメールの配信を停止することができるものとします。なお、当該メールが受信できなかったこと又は配信を停止することにより、契約者等に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第7条(利用の申込み)

本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます)は、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ当社に提出すること又は本サービスが提供する利用契約申込画面より当社が指定する事項を書式又はフォームに記入し、インターネット回線を通じて送信することにより、本サービスの利用を申し込むものとします。

2 前項の申込みに対し、申込者が当社の取引基準に基づく審査により適格と判断された場合、当社は本サービスの利用のために必要なキットを契約者に対し送付します。また、当該送付をもって、当社と契約者との間に本サービスの利用契約が成立するものとします。なお、不適格と判断した場合、既に支払済の利用料がある場合はこれを返還の上、本サービスの提供をお断りいたしますが、この場合当社は不適格と判断した理由について開示する義務を負いません。

3 契約者は、契約者と利用者が異なる場合で、キットの送付を利用者宛に行うことを希望する場合、第1項所定の申込時においてその旨及び利用者の住所、連絡先及び氏名を当社に通知するものとします。この場合当社は契約者が指定した利用者に対し直接キットを送付します。当該送付にかかる費用は契約者の負担とします。

第8条(キットの取扱い)

契約者は、契約者の責任において、契約者が選択した本サービスの利用者に、キットに付属の説明に従い毛髪を採取させ、申込書所定の返送期限までに、当社へ検体を返送させるものとします。なお、当該期限までに検体の返送が行われなかったキットについて、当社は本サービスの提供を行わないものとします。ただし、本条4項に基づくキットの交換が行われた場合はこの限りでなく、当社は合理的な期間、返送期限を延期し、契約者に通知するものとします。

2 契約者または利用者の不注意その他当社の責めに帰すべき理由によらずキットが使用不能となった場合であっても、当社はキットを修理、代替品との交換等を行う義務を負いません。

- 3 前二項に基づき測定、解析等を行わないキットが生じた場合でも、既に受領済みの本サービス利用料は一切返金又は減額しないものとします。
- 4 契約者は、キットの受領後速やかに検品するものとし（第7条3項に基づき利用者に直送した場合は契約者をして利用者において検品させるものとし）、当社所定の仕様（形状や含まれる部品等をいうものとし）との不一致があるキットを発見した場合、当社のキットの納品から10日以内にその旨を通知するものとし、当社が当該不一致を認めた場合、当社は当該キットを新品と交換するものとし、なお、キットの不具合等に関し当社が負う責任は、本項の定めにより限定されるものとし、その他の契約不適合責任、損害賠償責任その他一切の責任を負いません。
- 5 キットに関する一切の知的財産権は当社に帰属します。当社は契約者等に対し、契約者等が、サービス利用契約に基づき本サービスを受ける目的のみ、当社所定の方法で、キットを使用することを許諾します。
- 6 契約者は、キットについて、自らあるいは第三者（利用者を含みますがこれに限られません）をして、以下の各号に定める事項を行ってはならないものとします。
- 7 利用者に使用させる目的を除き、第三者に販売、譲渡、貸与又は使用させること。
 - (1) リバースエンジニアリングを行うこと。
 - (2) 分析、解析すること（使用されている素材の成分分析や、X線等を用いた内部構造の解析を含むが、これに限られない）。
 - (3) 当社の特許権その他の知的財産権を侵害し、キットと同一又は一部を変更した類似の製品を自らあるいは第三者をして製造すること。
 - (4) キットに係る特許権その他の知的財産権に対する、審査請求、特許異議の申立て又は特許無効審判請求。

第9条（知的財産権）

本サービスに関する特許権、著作権その他一切の権利（以下「当社保有知財等」といいます）は、当社又は当社に権利許諾した正当な権利者に帰属します。

- 2 サービス利用契約の締結は、当該サービス利用契約で明確に許諾されたものを除き、当社が保有、支配する知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます）をいい、以下同様とします）の実施、利用、使用等を許諾するものではありません。また、契約者は、当社に無断で当社が保有する商標（サービスマークを含みます）について使用等することはできません。

第10条（禁止行為）

契約者は、本約款の他の条項において禁止される行為の他、本サービスの利用にあたり、以下の各号に掲げる行為を行わないものとします。

- (1) 当社又は第三者の財産、プライバシー、肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 当社又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 当社又は第三者を差別、誹謗中傷、侮辱、第三者への差別を助長する行為又は当社又は第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 当社又は第三者のシステム又はデータの滅失、損壊、盗用行為若しくはそのおそれのある行為
- (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (6) 本サービス上の情報、又は第三者の情報の収集を目的とする行為
- (7) 本サービスの仕様や本サービスに関する書面（契約書、提案書、見積書、注文書、請求書等を含みます）を第三者に開示する行為
- (8) 第三者の本サービス利用を妨害したり支障を与えたりする行為又はそのおそれのある行為
- (9) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為又はこれらを助長する行為
- (10) その他前各号に定める行為と同様の行為

第11条（免責）

当社は、本約款の他の条項で定めるものの他、以下の各号に掲げる事由について何らの保証をせず、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること
 - (2) 契約者による本サービスの利用が契約者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること
 - (3) 契約者が本サービスを通じて得る情報・データの完全性、正確性、確実性、有用性
 - (4) 利用者が日本人以外の方である場合の正確性
- 2 当社は、契約者によるデータ等の滅失、漏洩、又は本サービスで予定されている目的以外への本サービスの利用により契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
 - 3 当社は、本サービスの遅滞、停止、変更、中止、廃止、又は登録、提供される情報・データの喪失、流出に関連して発生した契約者の損害について、本約款に定められたものの他、一切の責任を負いません。

第12条（本サービスの利用料金）

契約者は、当社に対し、本サービスの利用料金を、規定のサービス料金表に基づいて支払うものとします。

第13条（支払期日及び方法）

契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、別途当社と契約者との間で定めた方法により、当社に支払うものとします。なお、支払期限が土日祝日に当たる場合はその前の営業日を支払期限とし、また支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

- 2 契約者と金融機関との間で、前項の支払に関して利用料金の決済に関し紛争が生じた場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社は、支払済みの利用料金に関し、理由の如何を問わず一切返還しないものとします。

第14条（遅延損害金）

契約者が、当社の指定する期日までに利用料金の支払をしなかった場合は、未払い額に遅延損害金を付して支払うものとします。この場合の遅延損害金は、支払期日の翌日を起算日とし、年14.6%の日割計算で算出することとします。

第15条（秘密保持義務）

契約者は、本サービスの仕様に関する情報、本サービスに関する書面（契約書、提案書、見積書、注文書、請求書等を含みます）及び当社が「confidential」「秘」等秘密である旨明記した情報について、厳に秘密を保持し、当社の事前の書面による同意なく、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

- 2 当社は、契約者が「confidential」「秘」等秘密である旨明記した情報について、厳に秘密を保持し、契約者の事前の書面による同意なく、第三者に開示又は漏洩いたしません。
- 3 前各項の規定は、以下の各号に定める情報については適用されないものとします。
 - (1) 開示を受けたときに既に保有していた情報
 - (2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 開示を受けたときに既に公知の情報
 - (4) 開示を受けた後、自己の責めに帰すべき事由によらず公知になった情報

(5) 独自に開発した情報

4 当社及び契約者は、第1項及び第2項の定めにかかわらず、法令に基づき秘密情報の開示が要求された場合、事前に相手方に通知し、可能な限りの秘密保護措置を講じた上で、必要最小限の範囲で当該秘密情報を開示できるものとします。

5 本条所定の義務は、サービス利用契約終了後なお3年間有効に存続するものとします。

第16条（測定結果の取り扱い）

当社は、サービス利用契約に基づく測定結果を、利用者より予め当社に通知されたメールアドレス宛にメール送付する方法により納品するものとします。なお、利用者の測定結果は、利用者の明示の同意のない限り、契約者に提供いたしません。

2 前項所定の測定結果の納品期限は、キットの返送期限が属する月の、6ヶ月後の月末とします。

3 当社は、測定結果につき、匿名化又は統計化したデータ（以下「本データ」といいます）について、自由に利用できるものとします。

第17条（個人情報等）

当社は、契約者等より受領した個人情報について、本条で定めるものの他、本サービスの提供及び保守・メンテナンス業務を行う目的でのみ、取得、利用いたします。

2 前項に定める他、当社は、本サービスにおいて取得する契約者等の個人情報については、当社のプライバシーポリシーに定めるところにより取り扱うものとします。

3 当社が本条に定める範囲で個人情報を利用しているにもかかわらず、当社が利用者からクレーム、請求等を受けた場合、契約者は、自らの費用と責任でこれを解決するものとします。

第18条（本サービスの変更）

当社は、契約者に通知することなく、当社の裁量で本サービスの仕様及び機能の一部を変更することができるものとし、契約者は予めこれを了承するものとします。

第19条（解除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、契約者に対し何らの催告を要することなくサービス利用契約を解除できるものとします。なお、本条に基づく解除権の行使は、当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

(1) 契約者からの支払いを確認できず、催告によっても契約者がなお支払いを行わない場合。

(2) 契約者が差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他これらに類似する公的処分を受け、又は破産手続の開始、特別清算、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始の申し立てを受けたとき。

(3) 契約者が破産手続の開始、特別清算、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始の申し立てをしたとき。

(4) 契約者が破産状態等、支払不能又は支払停止のおそれがあると、当社が合理的に判断したとき。

(5) 契約者が本約款の規定に違反したとき。

(6) その他、当社が契約関係を継続することが不適当と判断したとき。

2 契約者は、前項に該当する事由が生じた時は、当社からの通知催告等がなくても、当社に対する一切の債務について、契約者は期限の利益を失うものとし、未払い代金を弁済する義務を負うものとします。

3 当社は、第1項によりサービス利用契約を解除した場合、当該解除により契約者に損害が生じても、一切の責任を負わないものとします。

第20条（譲渡・質入の禁止）

契約者は、本サービスの提供を受ける権利等の本約款上の権利及び地位を、当社の事前の承諾なく、第三者に譲渡、質入れその他第三者の権利を設定することはできません。

第21条（変更の届出）

契約者は、以下の各号のいずれかに該当するときは、速やかに変更内容を当社が定める方法で届け出るものとします。

(1) 住所又は所在地を変更しようとするとき

(2) 商号又は屋号を変更しようとするとき

(3) 代表者又は事業主を変更しようとするとき

(4) 契約者の電話番号又はメールアドレスを変更しようとするとき

(5) 決済方法や決済に必要な情報の内容を変更しようとするとき

2 当社は、変更届出にあたって、別途必要と判断した場合は、契約者に対し、一定の書類の提出を求めることができるものとします。この場合、契約者は、速やかに当該書類を当社に提出するものとします。

3 契約者は、死亡、解散、合併、民事再生申立、破産申立等により代表権者や意思決定権者が変更となるおそれがあるとき、又は変更になったときは当社に速やかに届け出るものとします。

第22条（反社会的勢力の排除）

当社及び契約者は、相手方に対し、自ら又はその代表者、責任者、若しくは実質的に経営権を有する者が、反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者を意味します）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

2 当社及び契約者は、相手方に対し、以下の各号に掲げる行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な手法による要求をすること

(2) 法的な責任を超えた不当な要求をすること

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いること

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社及び契約者の信用を毀損し、又は当社若しくは契約者の業務を妨害すること

(5) 反社会的勢力等である第三者をして前各号の行為をおこなわせること

(6) 反社会的勢力等に対して名目の如何を問わず資金提供を行うこと

(7) 第三者が反社会的勢力等と知りながら、当該第三者と取引を行うこと

(8) 代表者等が犯罪行為に関連する行為若しくは公序良俗に違反するような行為、あるいは幫助すること

(9) その他前各号に準ずる者

- 3 当社及び契約者は、自らが第1項の表明、確約に違反し、若しくは前項各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合、直ちに相手方にその旨を通知しなければならないものとします。
- 4 当社及び契約者は、互いに、相手方による反社会的勢力等との関係の有無に関する調査に協力し相手方から求められた事項については、客観的、合理的なものである限り、これに応じるものとします。
- 5 当社及び契約者は、相手方が前各項に違反した場合には、何らの催告なしに直ちに、当社と契約者間で締結した一切の契約を解除することができます。
- 6 当社及び契約者は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害について、何らの責任を負わないものとします。

第23条（損害賠償）

当社は、専ら当社の故意又は重大な過失による場合を除き、本サービスに起因して契約者において直接的又は間接的に発生する一切の損害（ハードウェア、他のソフトウェアの破損、不具合等を含むものとします。また、通常損害、特別損害、拡大損害、結果損害は問わないものとし、契約者の逸失利益、及び第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の損害を含むものとします。）について一切責任を負いません。

2 理由の如何を問わず、当社が契約者に対して負担する損害賠償責任の総額は、約款最初の損害が発生した年度に契約者が本約款に従い実際に当社に支払った利用料金を上限とします。

3 契約者が本約款に違反したことにより当社が直接及び間接に損害を被った場合、契約者は当社に対し、サービス利用契約締結の有無及び契約が終了したか否かにかかわらず、当社に生じた一切の損害（弁護士費用を含む）を賠償する義務を負うものとします。

第24条（存続条項）

第9条、第11条、第12条、第16条（第6項所定の期間に限り）、第17条、第18条、第25条並びに本条は、サービス利用契約終了後も効力を存続するものとします。

第25条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定（無効又は執行不能と判断された規定以外の条項及び部分）は影響を受けず、その後も有効なものとして存続するものとします。

第26条（本サービスの譲渡）

当社は、本サービスにかかる事業を第三者に譲渡した場合、当該事業譲渡に伴い、本サービスの運営者たる地位、本約款及びサービス利用契約上の地位、本約款及びサービス利用契約に基づく権利及び義務並びに契約者の登録情報及びその他情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、本サービスの契約者は、契約者たる地位、本約款上の地位、本約款及びサービス利用契約に基づく権利及び義務並びに契約者の登録情報その他情報の譲渡につき予め同意するものとします。

第27条（準拠法・管轄裁判所）

本約款、サービス利用契約及び契約者と当社との関係については、日本法を準拠法とします。

2 本約款、サービス利用契約又は本サービスに関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2024年4月1日制定